平成２１年（フ）第５０８号
長崎県長崎市江里町13番５号
債務者　豊村　大地
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８１８号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森3453番地10
債務者　村井　貴美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８３９号
熊本市二本木１丁目２番19号
債務者　坂本　孝子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８８０号
熊本市花園６丁目23番７―101号
債務者　中原　德子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８９０号
熊本市水前寺１丁目13―11　サンガーレンハイツ204号
債務者　大村真一郎
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８９９号
熊本市湖東３丁目12番31号
債務者　山口　正次
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１４８２号
広島県東広島市西条西本町25番16号
債務者　横山　祐司
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６００号
広島市佐伯区三宅１丁目６番９―101号
債務者　松崎やまめ（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２７号
広島県東広島市西条中央６丁目22番２号アメニティ高藤Ｂ102
債務者　谷口　麗子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９２１号
千葉市若葉区東寺山町937番地６　レオ東千葉201号
債務者　関根　克雄
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９３３号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番13棟302号
債務者　森泉　常雄
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９４３号
千葉県船橋市習志野台８丁目43番１―104号
債務者　新井　恵子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９７４号
千葉県市原市八幡1049番地18　市原八幡パーク・ホームズ316号
債務者　田村希代子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９８４号
千葉県船橋市浜町１丁目６番５棟208号
債務者　吉種　　昭
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９８８号
千葉市稲毛区園生町277番地14　鎌田栄一様方
債務者　北出　孝治
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０００号
千葉県市川市若宮２丁目13番23号　シテ・ラピーヌ101号
債務者　大川　寅男
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０１７号
千葉市花見川区作新台７丁目19番13号手塚アパート２Ｆ
債務者　岩城　壽子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２２号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1703番地62
債務者　城内　美和（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係